

新仁賀保風力発電事業（仮称）に係る環境影響評価準備書に対する環境大臣意見

本事業は、電源開発株式会社が、秋田県にかほ市仁賀保高原において、定格出力2,300kW級の風力発電設備18基を新設するとともに、既設の風力発電設備15基を11基に集約した上で建て替えることにより、総出力66,700kWの風力発電所を設置するものである。

また、本事業は、既に系統連系の接続が確保されているとともに、既設の風力発電設備は再生可能エネルギーの見学にも活用されており、再生可能エネルギーの導入・普及の観点からも望ましいものである。

本事業の対象事業実施区域は、標高約500mのなだらかな高原で、牧草地や主にスギ植林で構成された森林が分布しており、本事業に伴う自然度の高い植生の改変は生じないものと考えられる。

一方、本事業の対象事業実施区域にはクマタカをはじめとする希少猛禽類等の生息が確認されており、これら重要な鳥類への影響が懸念される。また、本区域には観光牧場や市営の休憩施設等が含まれており、これらの施設の利用に対する影響が懸念される。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ① 環境保全措置に位置づけられている環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ② 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 鳥類について

対象事業実施区域及びその周辺には、クマタカをはじめとする希少猛禽類の生息が確認されている。このため、これらの重要な鳥類等に対する環境影響を可能な限り回避・低減する観点から、これまでに実施した調査結果並びに専門家及び関係行政機関等からの助言を踏まえて、供用後の環境監視を適切な頻度及び方法で実施すること。

また、バードストライクに関する環境監視において、希少猛禽类等重要な鳥類の衝突等重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、衝突等による死亡・傷病個体の確認を適切に実施し、死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析への協力を行うこと。

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場について

対象事業実施区域には観光牧場や展望台を備えた市営の休憩施設等が含まれており、

特に工事用資材等の搬出入に伴うこれらの施設の利用に対する影響が懸念されることから、工事工程の調整等により、利用者が多く見込まれる日及び時間帯における工事関係車両台数を低減させる等の環境保全措置を講ずること。